



くらしとじんけん

第18集

■ 令和5年3月27日発行
■ 山鹿市人権のまちづくり推進協議会
(事務局 山鹿市人権啓発課) TEL 0968-43-1199

みんなで築こう「人権のまちづくり」

一人一人が、心やさしく、互いに助け合い、人権を大切にすることが
当たり前の「人権のまちづくり」をめざしましょう。

第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画を策定しました！

▼計画策定にあたり

山鹿市では、「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例（平成17年1月施行）」に基づき、平成19年に「山鹿市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人一人が輝き、人権が尊重されるまちづくりを念頭に、様々な人権問題の解決を図るための取組を推進してまいりました。

令和3年度に新たに策定しました「第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画」（令和4年度～令和11年度まで）では『市民一人一人の個性が輝くまちづくり』を基本理念として、次の実施主体ごとに内容や方法を工夫しながら取り組んでまいります。

行政

市民が安心して生き生きとした暮らしができるよう、関係機関との連携強化、気軽に相談できる窓口の周知などに取り組み、相談体制の充実を図ります。

加えて、市民のニーズや社会状況の変化等を踏まえながら、全ての人が生きやすい社会の実現のため条例や制度の整備について取り組んでいきます。

民間

従業員等に対してハラスメント防止をはじめ人権に関する教育啓発プログラムを職場研修に組み込むなど、職場単位で人権意識向上に努めてもらうよう促します。

園・学校

次代を担う子どもたちが人権意識や人権感覚を身につけるため、教職員自身が子どもの人権を擁護する資質や能力を体得するための研修が必要です。そのため、教職員に対し研修機会の提供や受講環境の整備はもちろん、経験や職種に応じた研修、問題解決能力の向上のための研修などに取り組みます。

地域・家庭

私たちが心豊かな人権尊重の精神を育むためには、地域社会や家庭において、共に支えあい、助け合う「共生の心」を醸成する必要があります。そのため、様々な年代層や特性に応じて、人権意識の向上を図るための学習機会の充実にも努めます。

詳しくはインターネットで… [第3次山鹿市人権教育・啓発基本計画](#) [検索](#)

第3次山鹿市男女共同参画計画を策定しました！

▼計画策定にあたり

山鹿市では、「山鹿市男女共同参画推進条例（平成18年10月施行）」に基づき、平成19年3月に「山鹿市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現へ向けた取組を推進してまいりました。令和3年度に新たに策定しました「第3次山鹿市男女共同参画計画（令和4年度～令和9年度まで）」では『誰もが個性と能力を発揮しともに輝く』を基本目標として、次の4つの施策に優先的に取り組んでまいります。

【重点目標Ⅰ】

あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策・方針決定の場への女性の参画拡大

優先施策1

市の審議会等における女性登用率の向上

市の施策・方針決定に大きな影響をもつ審議会等委員への女性の登用について、人材発掘や参画の働きかけを強化します。併せて、公募委員枠の拡大、市民に対する積極的な審議会等の情報提供を行い、実際の登用につなげていきます。



就業・雇用の分野における男女共同参画の推進

優先施策2

市行政職員における男性の育児休業取得率向上

育児と仕事の両立に当たって、男女ともに本人の希望に応じて育児休業を取得できることは重要なことです。まずは、市行政職員における育児休業取得率の向上に取り組んでいきます。

優先施策3

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動

市内事業所に対して法改正の周知活動を行い、市全体において育児と仕事の両立を推進します。また、育児や介護に係るサービスを事業所や市民に周知することにより、働きやすい環境整備を図ります。

【重点目標Ⅱ】

男女共同参画社会実現のための意識づくり、社会基盤の整備

多角的な視点や考え方を持つための意識啓発

優先施策4

家庭・地域・職場等あらゆる場面での固定的性別役割分担意識の解消

古くは「男は仕事、女は家庭」、現代でも「男は主要な業務、女は補助的業務」などの固定的性別役割分担意識は、男性の家事育児への参画促進を妨げ、ひいては女性の社会参画を阻んでいます。

このような意識や固定観念にとらわれることなく、誰もが自分らしく活躍できる社会にするために、関係機関・団体と連携し、家庭、地域、学校及び職場等において、様々な機会や手段を通じて啓発活動を継続的に実施します。



計画の詳細はホームページをご覧ください！

[第3次山鹿市男女共同参画計画](#) [検索](#)

親子で楽しい防災講座を開催しました！

令和5年1月15日（日）に防災士の芹川 恵（せりかわ めぐみ）さんを講師にお招きして、誰でも作れる防災食の紹介、避難所等での固定的な性別役割分担意識の解消についてお話をしていただきました。

また、講座後は消防職員の方による消防士の仕事についての講話があり、消防署内及び消防車両等の見学をさせていただきました。

令和5年度も開催予定です！受講申し込みはホームページや、やまがメイトなどで募集します。



(やまが人権フェスティバル)

第50回熊本県人権教育研究大会を開催しました



大会テーマ

部落差別の現実から深く学び
人間を尊敬し、人と結び、豊かな関係に高めうる教育の営みへ

第50回熊本県人権教育研究大会（やまが人権フェスティバル合同開催）を10月22日・23日に山鹿市総合体育館など市内18会場で開催しました。1日目は、オープニングを鹿本「同和」教育研究会による紙芝居、山鹿中学校吹奏楽部及び山鹿中学校和太鼓部による演奏、山鹿灯籠踊り保存会による山鹿灯籠踊りが飾りました。続いて、地元特別報告では、演題「市民一人一人の個性が輝くまちづくり」で野中優佳さん、ブラガ・アンドレ・フィリップさん、三浦貴子さんの3人から人権問題の解消に向けた地元山鹿での取組を発表されました。2日目は市内18会場に分かれ分科会、特別部会を行い、差別の現実を明らかにしながら、部落差別等をなくし、人と人との豊かな関係に高めうる教育・啓発の創造を目指した学習を深めました。

山鹿市人権教育・啓発の取り組み

市民の皆さん一人一人が、各種研修会に積極的に参加し、自己の人権感覚を磨きましょう。

山鹿市人権のまちづくり地域講演会

～こころ豊かに共に生きる～

11月・12月に、地域住民を対象とした「人権のまちづくり地域講演会」で区長を始め民生・児童委員、公民館長等の皆さんが、トランスジェンダー男性の曾方晴希さんから「多様な性」について講話を聞きました。これは、全国人権週間にあわせて山鹿市人権のまちづくり推進協議会が市内4カ所で開催したもので、参加者は当事者の経験やLGBTQ+そしてパートナーシップ制度について学びを深めました。参加者から「知らないことばかりで驚いた」「プライバシーの大切さを学び自分自身の言動を見直したいと思った。」などの感想が寄せられました。



【用語解説】LGBTQ+とは

セクシュアルマイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの5つの頭文字取った言葉に「+（プラスアルファ）」を付けた通称です。

「山鹿市部落差別等をなくし人権を守る条例」

を制定しました

山鹿市では、平成17年に「山鹿市部落差別をなくす等人権を守る条例」を定め、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす取り組みが行われてきました。しかし、近年では、情報化の進展に伴い、部落差別を取り巻く状況も変化しています。平成28年には、国の「部落差別の解消の推進に関する法律」も制定され、熊本県もこれまでの条例の全部を改正し、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

これらのことから、山鹿市においても部落差別の解消をさらに推進し、部落差別のない社会を実現するために、これまでの条例を改正し「山鹿市部落差別等をなくし人権を守る条例」を制定しました。

条例の主な改正点

●差別解消は「市の責務」であり「市民の責務」であることを明記

第2条 市は（略）部落差別等の解消の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する。

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚をもって部落差別等を許さない市民意識の形成に努力し、部落差別等の解消を実現するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

●「相談体制の充実」を図ることを明記

第6条 市は（略）部落差別等に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。



詳しくはインターネットで

山鹿市 部落差別等をなくし 条例

検索

人権・同和問題（部落差別）モニター養成講座

（ふれあい人権講座）

人権問題の解決を目指して人権教育・啓発を進めるためには、地域のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。山鹿市ではその指導者を養成するため、人権・同和問題（部落差別）モニター養成講座を実施しています。

【令和4年度の講座メニュー】

開催月	内容	講師
6月	講話 「自分を大切に、他の人も（自分と同じように）大切にできるまち」をめざして」	山鹿市地域人権教育指導員 福島 三徳さん
10月	講話 「人の世に熱と光を -水平社創立の思想に学ぶ-」	水平社博物館館長 駒井 忠之さん
12月	講話 「認知症の人を地域で支えるために」	有限会社せせらぎ代表取締役 グループホームせせらぎ管理者 高橋 恵子さん
令和5年1月	参加体験型学習 「身の周りの人権問題」	人権・同和問題（部落差別） モニター9名

人権・同和問題（部落差別）モニター修了者の声

モニターの役割（活動）の一つとして、ふれあい人権講座「参加体験型学習」を運営いただいています。今回任期を終えられるモニターさんに感想を寄せいただきました。



大林 淳子さん

「講座に参加して、今まで気づかなかった課題が見えてきました。まずは身近なところから、小さなことでも行動に移していきたいです。そして、寛容の心でみんなが暮らしやすい社会になるよう、これからも学んでいきたいと思います。」

高木 誠揮さん

「3年間のモニターで学習することができてよかったです。モニターの皆さんと同期として親近感を持って、チームとして意欲的に取り組むことができたと思います。高齢になっても学ぶことの大切さを感じました。地域や身の回りでの会話や行事等で人権の大切さを共有できるように心がけていきたいと思います。」

西口 清美さん

「コロナの影響で満足に活動ができなかったかもしれないが、大変貴重な経験であり、これからの生活や地域活動に活かしていきたいと思えます。一人一人の人権を尊重し思いやりを大切にしたいと思えます。」

松山 みずえさん

「各講師・モニターの皆さんとの出会いの中で、様々な人権、差別について学ぶことができ、物の見方や考え方が広くなりモニターになって大変良かったと実感しています。今後も更にも人権意識を磨き、私にできる活動に取り組んでいきたいと思えます。」

3年間ありがとうございました 今後のご活躍をお祈りします

隣保館で教養講座を開催しました！

●隣保館ってどういうところ？

皆さんは「隣保館」という施設があるのを知っていますか？

「隣保館」は様々な人権問題解決のための人権啓発の拠点であり、また地域住民の方々の福祉向上や交流促進を目的とした、住民交流の拠点となる地域に密着した人権と福祉のセンターとして位置づけられています。

山鹿市立山鹿隣保館



●お困りごとありませんか？

暮らしの中で困ったときにどこに相談していいのかわからず、一人で悩んでいませんか？そんな時、ぜひ隣保館に相談してください！いろいろな相談に応じて解決できるようお手伝いをします。



【相談例】

「仕事場での人間関係に悩んでいる」
「他者からの言葉に傷つけられている」
「セクハラ・パワハラといった人権侵害を受けている」

相談を受け、隣保館のみでは対応できない事項については、関係行政機関との連携を図り、速やかな問題の解決に努めてまいります。

●教養講座を開催しています！

隣保館では地域交流促進を目的とした「教養講座」を実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら以下の教室を開講しました。



山鹿隣保館	鹿本隣保館	鹿央隣保館
・ハワイアン・フラダンス教室 ・太極拳教室 ・マジック教室 ・パソコン教室 ・男性料理教室 ・女性料理教室 ・生け花教室 ・絵手紙教室 ・コーラス教室	・カラオケ教室 ・書道教室 ・健康体操教室 ・生花教室 ・3B体操教室 ・手芸教室	・太極拳教室 ・健康体操教室 ・カラオケ教室 ・パソコン教室 ・小学生習字教室 ・レクリエーション教室 ・ヨガ教室



令和5年度も様々な教室を開講予定です！
広報やまが4月号で受講生を募集しています。
皆さんも、ぜひ参加してみませんか？



◆山鹿隣保館

山鹿市熊入町62番地1

☎ (0968) 43-1133

◆鹿本隣保館

山鹿市鹿本町来民1502番地1

☎ (0968) 46-2325

◆鹿央隣保館

山鹿市鹿央町千田1469番地2

☎ (0968) 36-3133